

# 豊後大友氏の出自について

渡辺澄夫

## 目次

はしがき

- 一 大友氏の出自に関する諸説
- 二 源頼朝庶子説の疑問
- 三 大友能直は古庄（近藤）能成の子
- 四 中原親能との関係
- 五 源頼朝との関係

## はしがき

豊後大友氏は、通説では始祖能直が幕初豊後守護職に補任せられ、西遷土着して以来、子孫相うけて二十一代宗麟（義鎮）の時代北九州六か国を征服して黄金時代を現出した。次代の義統が文禄二年（一五九三）の朝鮮役で秀吉の不興をかって國を除かれ、島津氏のごとく近世大名として生き残り得なかつた点は学問的価値が半減するにしても、守護から守護大名・戦国大

名へと発展した過程やキリシタン大名としての宗麟の活躍等は、中世史上の重要な課題たるを失わぬものである。

近時大友史料や大分県史料の出版にともない、大友氏の研究はようやく盛んとなりつつあるかに見えるが、なお散発的でいわば緒についたという段階に過ぎない。本稿の梗概は毎日新聞大分版に連載中の「大分県の歴史と文化」に発表したが、意をつくさない所が多く、なおその後の精査によって新らしい史料を附加したところがある。はじめの考えでは、養父中原親能との関係における能直の鎮西奉行および豊後国守護職補任と入国問題にまで論及するはずであったが、時間の余裕を得なかつたので残念ながら割愛せざるを得なかつた。

## 一 大友氏の出自に関する諸説

大友氏の始祖能直の出自については古来幾多の説があるが、中でも彼を源頼朝の庶子とする説が通俗的には一般的に行なわれている。手近かの田北学氏編の「編年大友史料」を見れば、大友家文書録には、

承安二年壬辰、頼朝在伊豆國<sup>(1)</sup>、寵<sup>三</sup>大友四郎大夫大友藤經家之女利根局、既娠、送<sup>ニ</sup>之洛、以<sup>(中原)</sup>親能之妻、既而生<sup>ニ</sup>男、能直是也、

とある。大友当主義一氏蔵の大友家系譜にも同様のことを記し、大友氏に源・平・藤の三姓があるが、源姓は実父頼朝から、大友姓は外祖父大友四郎大夫経家が平姓を冒したからで、藤原姓は養父親能が中原広季の養子となつたが間もなく藤原氏に復姓したため能直もこの姓を称した、と述べている。こうしたことは群書類從本の大友系図や、大友氏の庶流である大友志賀系図・大友木付系図・立花系図・大友松野系図等、ほとんどみな同様である。

しかし以上の系図を細かに比較すれば、若干異なる内容をもつものがある。志賀系図と松野系図がこれで、前者を例示すれば、

能直 大友豊前々司、左近将監、左衛門権少尉、檢非違使、從五位上、母大友四郎大夫経家三女、経家上野国住人也、使<sup>三</sup>

其女仕ニ 源頼朝、号ニ戸禰局<sup>(利根)</sup>、其妾戸禰局乃為ニ懷姫<sup>(能)</sup>、承安元年辛卯使ニ其孕婦一遣ニ近藤左近将監親成<sup>(能)</sup>、同二年壬辰正月三日男子誕<sup>(生)</sup>于近藤親成家<sup>(能)</sup>、実頼朝子也、

のごとくで、利根局が懷姫して近藤親成（能成の誤り）の家にやり、そこで能直が生れたとあり、ほかに見られない近藤親成という人物の中間に介在することが注意される。以上について、親成は能直（童名一法師丸）を伴ない伊豆の箱根権現に詣で、それから蛭小島に行きはじめて頼朝にまみえた。頼朝はその容貌顔色のすぐれているのを見て鐘愛し、親成に「自分は密使として文覚上人を上洛させ、院宣を請うて伊豆国に義兵を挙げようとしている」と告げ、齋院次官中原親能の養子にさせた、と記している。松野系図も全く同文であるから、恐らくこれは志賀系図によつたものであろう。以上によつて、大友氏関係諸系図は、近藤親成を介在させる志賀・松野両系図と、これを記さない他の一群との二類型に分れる事になる。

次に江戸時代に作られた諸書を見れば、大友記（九州治乱記）・豊筑乱記・大友興廢記・陰徳太平記等はすべて大友系図等の説を取り、西国盛衰記（大友家由緒）<sup>(2)</sup>は近藤親成なる人物を介在させる点、大友志賀系図の説と同一系列のものであることがわかる。やはりこれも前の系図と同様の二類型に分れるのである。

以上の二類型は近藤親成の有無についての小異はあるが、しかし能直を源頼朝の庶子とする点においては一致している。ところが、これとは全く反対に能直を源頼朝の子とする説を否定し、近藤能成の子とする説がある。これは最近の歴史学者の説で、太田亮氏が代表である。<sup>(3)</sup>氏によれば、大友四郎経家の女が明法博士中原季広の子である掃部頭親能の室となり、その妹が近藤武者景頼の子である左近将監能成の妻となつて大友能直を生んだ。而して親能と能成とは相婿の縁故により、能成の子能直は親能の養子となつた。相模國大友郷司職が大友氏の所領として伝領されている所を見ると、経家は相模大友の地を女婿親能に与え、親能はさらにこれを養子能直に与えたものであろう。なお尊卑分脈の大江氏系図では、能直の母を大江広元の妹としているが、これは広元が中原広季に養育されたことからの混同であろう、と述べている。

以上相対立する二説のうち、最近の学界の動向は後説をとる傾向にあるが、なお前説を主張する学者もないではない。しか

し前説は次述のような大友氏関係の系図や江戸時代の俗書に拠つたものであり、後者においても綿密に史料を検討して本格的に研究した結論ではなく、従つて前説を否定する論拠も充分には明確にされていないうらみがある。以下右の両説の正否につき、便宜まず前説の批判から考察を進めるこにする。

注 (1)

田北学氏編、編年大友史料正和以前、続編年大友史料十。大友松野系図は大分町東種田区常楽寺蔵。

(2)

編年大友史料正和以前。

(3)

富山房刊国史辞典「大友氏」の条。なお河出新社刊日本歴史大辞典もこの説をとっている。

## 二 賴朝庶子説の疑問

上述のことく、能直を源賴朝の庶子とする説は俗間には広く流布されているが、これについては幾多の疑問がある。先ず第一には、同じ大友系図でも続群書類從所収の一本には、

一説右大将頼朝子不審、

と記し、頼朝庶子説を疑つてゐる。

第二の疑問は、頼朝庶子説は大友一族の系図と江戸時代の俗書だけに限られ、吾妻鏡や明月記・玉葉等の当時の記録や文書類に、能直が頼朝の子であることを明記したものがないのみならず、それらしいことを推定させるような記述が見えないことである。まず吾妻鏡を見れば、頼朝庶子説を裏づける記述がないことはもちろん、それを推測させるような記述もない。そこで頼朝の政子以外の女性関係を調査すれば、彼は養和元年（一一八一）ごろから龜前という妾を愛したが、政子をはばかってひそかに御家人である伏見冠者広綱の飯嶋宅にあずけたところ、北条時政の後妻牧方の密告によつて露顕し、政子が牧三郎宗親を遣わして広綱の宅を破却させ龜前を追放した事件がある。また頼朝は新田義重の娘（平の後妻）に右の伏見冠者広綱を通じて艶書をよせたが、義重は政子を恐れて急に他家に嫁がせたので、頼朝が怒つて義重を勘当した事件もある。しかし

これらは能直の生母であるとされる利根局といわれるような女性ではなく、またその間に男子の生まれた事実もない。

頼朝が妾腹に男子を生ませた事実としては、文治二年（一一八六）二月常陸介藤原時長（伊達常陸入道念西）の女で大進局といわれる侍女と密通して男子を懷妊させた例がある。この場合も政子に露顕したので、頼朝は長門江七景遠の浜宅にあずけて出産させ、のち大進局は上京して在住させ、建久二年（一一九一）正月便宜の地として伊勢国<sup>(4)</sup>の所領を宛てている。翌建久三年（一一九二）四月には七才に達した若君の乳母定めを行なつたが、御家人の多くは政子をばかり固辞して受けず、ついに長門江太景国に仰せつけた。頼朝は翌五月十八日夜ひそかに若君のいる常陸平四郎の由井宅に行き、剣を給い、翌日景国等の御家人をつけて上京させ、仁和寺隆曉法印の弟子として入室させた。<sup>(5)</sup> この時、京都では一条能保が若君を連れて六月十六日に入寺させたとある。この若君は、尊卑分脈清和源氏系図に頼朝の子と記されている仁和寺法印・若宮別当の貞曉のことである。右にはその母は「伊達藏人藤原頼宗女」<sup>(6)</sup>とあり、吾妻鏡の記載と姓は一致するが官途および実名が異なる。吾妻鏡でも大進局は、常陸介藤原時長の女とあり、また伊達常陸入道念西の女ともあるので時長が入道して念西と号したものと思われるが、他の所では念西の姉とあり、記述に矛盾がある。今後の検討が必要である。

何れにしても、吾妻鏡の頼朝の女性関係から能直を頼朝の庶子とする事実を裏づけることは全く不可能である。ただ以上の事実から推察して、頼朝が利根局を懷妊させ、政子をはばかつて既述のような処置をさせたことはあり得ないことではない。とくに能直の生れたのが承安二年（一一七二）で、吾妻鏡のはじまる治承四年（一一八〇）以前のことであるから、たとえ能直が頼朝の庶子であっても、同書には記されなかつたであろうことも一応は考えてみる必要があろう。しかし上述の通り、頼朝は大進局所生の若君を入寺させだけでなく、尊卑分脈源氏系図ではその弟の能寛をも入寺させており、妾腹の男子はことごとく出家させているのである。もし能直が庶子であるならば、そうした中にあって、とくに彼だけを出家させないだけでなく、後述のごとく常に彼を近侍させるというごときことは考えられないのである。<sup>(7)</sup> 明月記や玉葉等に頼朝庶子説を裏づける史料がないのはもちろん、かえてこれを否定する記述のあることは次に述べる通りである。

第三の疑問は、右の諸書に頼朝庶子説を否定する記述の多いことである。吾妻鏡では、建久元年（一一九〇）ごろ能直を「古庄左近将監能直」と称した事が四例ある<sup>(8)</sup>。この古庄姓が彼の本姓であろうことは後に詳述する。なお建保元年（一二一三）の和田合戦の際には、

故掃部頭親能入道猶子左衛門尉能直、在三浦波羅家、三浦輩者依<sup>レ</sup>有「外家好」、其身警固、

<sup>(9)</sup>と記され、和田氏の外家に当る「三浦輩」の能直が身の危険を感じて身辺を警護したことがみえる。明月記にも当時の京中の

風聞として、

故親弘入道養子左衛門尉実父三浦之輩云々、在三六波羅宅、依<sup>ニ</sup>本姓<sup>一</sup>其弟警固、<sup>(第)</sup>

と、能直を「実父三浦之輩云々」と記している。和田氏が三浦氏から分れたものであるから、能直も身辺を警固したこと記したものであるが、能直の実父を「三浦輩」とするのは誤りで、姻族関係であることは後述する。しかし誤聞ではあるにしても、このことは当時の人々が少なくとも能直を頼朝の子であると意識していなかつたことを示す点で重要な意味がある。

第四の疑問は、前条と関連して吾妻鏡及びそれ以後の記録・文書類に大友氏が自ら源氏を称し、また他からも称せられた事実の存しない点である。大友氏が平姓を称したのは、母方の大友（波多野）経家が平姓を冒したからであると説明されているが<sup>(既)</sup>、大友氏で平姓を用いたのは三代頼泰（初名泰直）の建長八年（一二五〇）九月十二日の安堵状を初見とし、正嘉二年（一二五八）四月五日の下知状にも見える。当時は北条氏（時頼）の執権時代のことであるから、恐らく北条氏と猶子の関係を結び平姓を許されたものであろう。

大友氏が源姓を称するのは七代氏泰からで、足利尊氏が氏泰を猶子として源姓を賜い、諱名の一字を与えて氏泰と名のらせたことにはじまる。弟の八代氏時も尊氏から諱字を与えられ、源姓を称した。氏泰の源姓は建武四年（一三三七）五月廿二日の足利尊氏の恩賞宛行下文からで、氏時のそれは都甲文書等にその実例が多い<sup>(13)</sup>。なおこの頃になると大友庶流の志賀頼房・頼資・詫磨貞政・大友氏宗等が源姓を用いているのも、同様の関係からであろう<sup>(14)</sup>。私はこうした後世の事実から、始祖の能直に

まで源姓をさかのぼらせ、ついに頼朝の庶子とするに至つたのではないかと考えている。

第五の疑問は、のちに詳述する通り、能直の母とされる大友（波多野経家）の三女は、同氏の系図によつても頼朝の妾となつたことを全く記さず、また「利根局」とよばれた事実も見えないのである。家系を重んずるわが国の通念として、少しでも権貴に関係があれば誇張しそれにかこつけるのが常道であるにもかかわらず、能直の母が頼朝の妾であった事実の片鱗さえ見えないことは、頼朝庶子説の致命的缺陷である。たゞえ頼朝が政子をはばかって能直を中原（藤原）親能の養子にしたとしても、こうした秘密主義が当時の一切の記録や古文書および母方の後世の系図にまで徹底し得たとは、到底考えられないのである。現に経家の長子実秀の女が、「右大将家女房、号相模、信清女房」と記されている以上、能直の母に限つて故意にそれを記さなかつたとは考え得られないことである。右の実秀の女は、尊卑分脈の北家道隆流の坊門系図に、坊門信清の女房として、村上源氏である権中納言源雅親の室となつた女子を生んだ「相模局」に当ると思われる。ただしこの「相模局」は分脈には「院（後鳥羽）女房」とあり、「右大将家女房」であつた確証はない。

以上の諸点を考察する時、能直を頼朝の庶子とする確実な根拠は全く存在しないといつてよい。頼朝庶子説の発生原因は、能直が頼朝の殊寵を得たこと（後述）、これに加えて南北朝期に足利尊氏から源姓を許されたこと等が結合してついに俗説を生むに至つたものと考へる。

注 続群書類從第六輯上系図部。

- (1) 続群書類從第六輯上系図部。
- (2) 吾妻鏡寿永元年六月一日・同十一月十五日条。
- (3) 同寿永元年七月十四日条。
- (4) 同文治二年二月二十六日・建久二年正月二十三日・同三年四月十一日条。
- (5) 同建久三年四月十一日・五月十九日・八月二十八日条。
- (6) 同建久三年四月十一日条。

(7) 能直の場合は政子に露顕しなかつたので出家させなかつたとも考へ得るが、そうであれば前述のように頼朝が近侍させて「無双之寵仁」とするようなことはあり得ないであろう。

(8) 吾妻鏡建久元年正月八日・正月十二日・四月九日・九月九日条。

(9) 同建保四年五月十六日条。

(10) 明月記建保四年五月九日条。

(11) 諸家文書纂所収野上文書（編年大友史料正和以前四七一号）、大友文書（同四七九号<sup>2)</sup>）。大友頼泰の「頼」の一字は、或いは当時の執権北条時頼の一字も賜わったものかも知れない。

(12) 既述大友氏諸系図。

(13) 大友文書、都甲文書は大分県史料第九巻所収。

(14) 編年大友史料二、六五五・七六三・七七八・七八〇・八五一号等。

(15) 続群書類從第六輯上系図部。

### 三 能直の実父は古庄（近藤）能成

では能直の実父は誰であるかが当面の問題となるが、結論を先きに示せば、私はやはり太田氏説をとる。すなわち吾妻鏡に「古庄左近将監能直」と記している「古庄」がその本姓であり、実父は志賀系図・松野系図に例外的に記されている「古庄左近将監親成」その人であると信ずる。ただし右に「親成」とあるのは「能成」の誤りであることは、後述の所によつて明らかである。

先ずあまり異論のない母方の関係から考察しよう。続群書類從所収の藤原秀郷流波多野系図によれば、次の<sup>(1)</sup>ごとく大友（波多野）経家には四女があり、その長女は七条大納言家信の女房であつたらしい。<sup>(2)</sup>二女が帰部頭親能すなわち中原（藤原）親能の妻である。これは吾妻鏡文治元年（一一八五）四月十四日の条に、

大友  
四郎

家  
実

母三浦庄司義繼女  
太郎

女  
子

右大將家女房、相模號、信清女房

（ママ）

七条大納言家信濃守、母実秀同  
子

佐藤筑後權守

遠  
義

女  
子  
掃部頭親能室、母同

女  
子  
左近将監藤能成妻、母同、能直  
（母脱アリ）

女  
子  
三浦武二郎義國妻、母同

能  
直  
使  
左衛門尉  
前豐前守  
親  
秀  
太郎  
大炊助

大友  
義  
景  
波多野五郎

今日波多野四郎経家号大  
友自三鎮西帰参、是齋院次官親能之勇也、

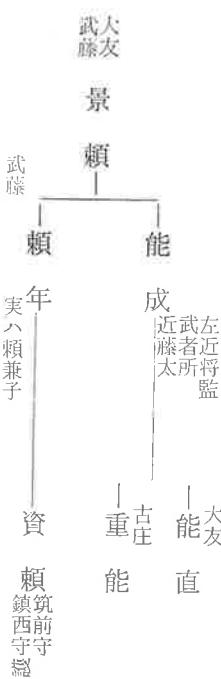
（脱アリ）

とあり、系図の正しいことを裏書きする。次の三女が「左近将監藤原能成妻、母同、能直」とあり、問題の藤原（近藤・古庄）能成の妻である。「母同能直」とあるのは、「母は能直に同じ」と訓むべきではなく、他の三人の女子の例から見て、兄実秀の母（三浦庄司義継女）と同じの意と解すべきである。このように解すれば「能直」の二字が余ることになるが、当然これは「能直母」の一字の脱落でなければならない。系図では能直は経家の末子とされているが、「実外孫也」とあり、経家の女が他にとついで生れた子供を祖父経家の子として系図に記したことを示している。経家の三女が能直の母に当ることは疑う余地がない。このように能直が祖父の子として系図に記された事情から、頼朝の隠し子とする憶測の生ずる一因があるが、これは能成と早く死別したか、ないしは母が能成から離縁されて生家にもどった等のこともあり得るし、彼が大友を称し母方の所

領をも相伝する事実からすれば、決して異とするに足りないであろう。尊卑分脈の大江氏系図に、能直の母を大江広元の妹（大江維光女）とする異説をとり得ないことは明らかである。

ついでに、既述の建保元年（一二一三）の和田合戦に、吾妻鏡や明月記に能直を「三浦輩」ないし「実父三浦之輩」としたのは、祖母である経家の妻が三浦義継の女であり、叔母が三浦義国（<sup>(3)</sup>）の妻となつてゐる」とき姻族関係からの混同である。三浦義継の女が大友（波多野）経家の妻となつてゐることは三浦系図とも完全に合致し、波多野系図の真実性を証することにもなる。

次に能直の実父とされる近藤（古庄）能成について検討しよう。尊卑分脈の藤原秀郷流の大友氏の系図は次の通りになつてゐる。能成の官途は左近将監で、前記の波多野系図と一致する。彼が「近藤太」と称せられたことは、吾妻鏡寿永元年（一



一八二）五月廿五日の条に「古庄近藤太」と見える人がこれに当ると考えられ、その誤りでないことを知る。右条には、相模國金剛寺住僧等が頼朝に解状を上り、古庄郷司近藤太が同寺領に対し非法をすることを訴え當中に群參したことが記されている。能成が古庄を称したのは相模國古庄郷司であったからで、その子の能直が一時「古庄左近将監」と称したのは、父能成の住郷から出ていることは疑いない。古庄郷の所在を確認し得ないことは残念であるが、右の金剛寺が今の中郡東秦野村大字東田原のそれであるとすれば、大友莊（郷とも）のあつた足柄上郡などとも近接した所にあつたかと思われ、波多野（大友）<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup>

氏と婚姻関係を結んだ小豪族の在り方がスムースに理解される。系図には、能直の弟に古庄重能がある。大友文書錄に能直が

建久七年（一一九六）に豊後に入国したとあるのは誤りらしいが、能直の入国の先発となつたという古庄四郎重能はこの人である。(6) のち大友三代頼泰の守護代となつて下国した小田原景泰（寂仏）は、小田原系図によれば右の重能の二男に当る。

以上要するに、大友能直の実母は相模國大友郷（莊）を領した大友（波多野）経家の三女であり、実父は同國古庄郷司であつた古庄（近藤）能成以外に求めるることは出来ないのである。私はこの事実を否定する積極的な論拠が提示され、さらに頼朝庶子説を支持するよほど確かな史料が発見されない限り、俗説を支持し得ないことを確信するのである。

注（1） 統群書類從第六輯下系図部。系図の経家の弟義景は、吾妻鏡文治五年七月十四日条に、奥州征伐に所領を幼児に譲つて出陣し頼朝の御感にあづかった波多野五郎義景に當る。

（2） 尊卑分脈藤原姓師通流系図を抄出する。



家信が七条大納言とよばれたのは、母が七条院の女房堀川局であつたことと関係があろう。家信の正室は長子雅継の母である淨雲僧都女であつたらしく、系図によつて経家の長女が家信の女房であつたことは遺憾ながら証せられない。

（3） 統群書類從第六輯上系図部の三浦系図には、「義継 庄司介女子一大友四郎経家妻」とある。尊卑分脈には「同庄司 義次」とあり女のことは記さない。

（4） 日本社寺大觀寺院篇神奈川県中郡の条。中郡は淘綾（ゆるき）郡と大住郡を明治になつて合併したものである（読史備要）。

（5） 庄園志料下相模国足上部大友莊条。なお本書には「今足下郡に入りて成田莊内に、東西大友村存す」とある。郡区画の変動によるものであろうか。

(6) 編年大友史料正和以前建久七年条。

(7) 同六七号 豊後古莊・小田原氏等系図。野上文書文永九年二月朔日豊後守護大友頼泰書下、同年卯月廿三日守護代藤原景泰施行状  
(同書五三六一七号)。

(8) 先般大友氏研究の大先達である田北学先生から、大友能直が古庄能成の実子であるならば、大友氏の相伝領中に古庄氏から継承した所領があるはずである。現に母方の大友(波多野)氏から譲与されたものに相模国大友郷や上野国利根庄(土井出庄)等があり、養父親能から継承したものに「鎌倉龟谷地壱所先祖墓所・宿所等」や豊後国大野庄等がある(貞治三年二月日大友氏時所領所職注進状、永徳三年七月十八日大友親世所領所職注進状、貞応二年十一月三日大友能直讓状案)。しかるに古庄能成から譲与された所領がない以上、能直を古庄能成の子とすることは出来ず、頼朝庶子説を否定することは出来ない、との示教を得た。

所領関係から能成実子説を論証することは最も確かな極め手であるが、それがないからといって能成実子説の他の有力な論拠を否定することにはならないし、もちろんそのことをもって頼朝庶子説の論拠とすることは不可能であろう。何かの事情で他家に養われた子供に是非とも所領を与えねばならない筈はなく、また吾妻鏡の記述では、古庄郷司能成がそれはどの大豪族でもなかつたらしい事情をも考えねばなるまい。古庄能成は寿永元年(一一八二)五月に金剛寺住僧等から訴えられ、頼朝から非法を停止されたり以外吾妻鏡には記述がなく、有力な御家人でもなかつたらしい。要するに、能成譲与の所領が検出されれば能成実子説をさらに強化するが、検出されなくても他の論拠を否定し得ず、しかも検出されることは頼朝庶子説を強化する論拠とは全然別の問題であると考える。先生の示教を感謝し、卒見を述べた次第である。

#### 四 中原 親能との関係

能直が中原(藤原)親能の猶子となつたことは、次に示すように吾妻鏡や明月記等に幾多の証拠がある。

吾妻鏡文治五年八月九日条、「親能猶子左近将監能直」

明月記建永元年九月廿五日条、「左衛門尉某、親能」

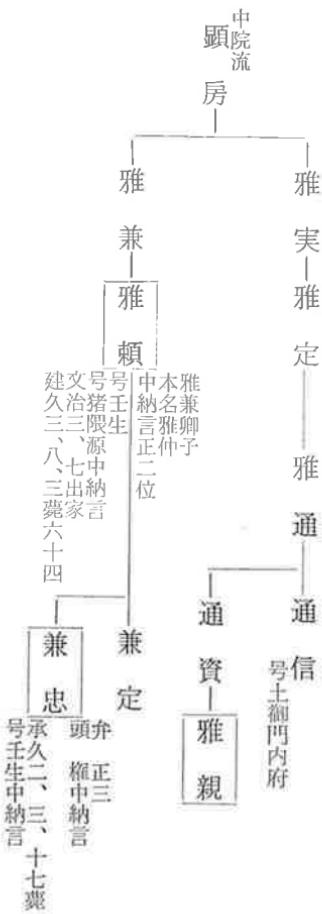
吾妻鏡建保元年五月廿二日条、「故掃部頭親能入道猶子左衛門尉能直」

明月記同年五月十五日条、「故親弘<sup>(能)</sup>入道養子左衛門尉<sup>実父三浦之輩云々</sup>」

志賀文書貞応二年十一月二日大友能直譲状、「親父掃部頭入道譲状」

では能直がどうして親能の養子となつたかということは、親能の生い立ちや縁類関係等を詳しく調べねばわからない。大友

諸系図では、中原親能は元來御堂閥白道長の六男である贈太政大臣長家の後で、三位右京大夫光親の子とする。どのような理由からか外祖父（母の父）に当る明法家の齋院次官中原広季の養子となつて中原姓を称したが、間もなく藤原姓に復したとしている。しかし玉葉には父は中原広季があるので、親能の本姓は一応中原と考へて置く以外はない。<sup>(1)</sup> 同書には彼は源中納言雅頼の家人（或いは門人）で、左少弁兼忠の乳母の夫と見える。<sup>(2)</sup> 雅頼は村上源氏の中院頼房の後で、後白河院に仕え、治承二



年（一一七八）には正三位權中納言であつたが、翌年平清盛のために多くの公卿とともに解官された。<sup>(3)</sup>

兼忠はその二子で、親

能の妻がその乳母となつたのは、彼が雅頼の家人であつた関係からであろう。前に述べた親能の妻の兄実秀の女（相模局）が坊門信清の女房となり、その所生の女子が源雅親の室となつたことから見ても、村上源氏との関係の深さがわかる。

親能はどうした事情からか、幼稚の昔から相模国の住人に養育され、そこで生長したとある。従つて古くから源頼朝と「知音」であったといふ。彼が何時ごろから在京するようになったかは明らかでないが、治承四年（一一八〇）五月ごろには在京していただらしい。<sup>(4)</sup> 幼時からの関係から、頼朝が挙兵した治承四年（一一八〇）八月から四か月後の十二月四日夜半に宿直中の主雅頼の家から逐電して頼朝のもとに走つた。これより先、平氏は親能が相模国で育つて謀叛の首頼朝と年来の知音であるから、親能を召して子細を尋問しようとした。平時忠の命令で五日早曉讃岐少将時実を奉行として雅頼宅に使者を派して召し捕えようとして家宅搜索を行なつたが、すでに出奔した後であった。恐らく追捕の情報を事前に探知していたものであろう。この時雅頼も使の武士から狼藉を受けたが、彼も親能の出奔を全く知らなかつたらしい。そこで父の中原広季の許に使者をやつて探させたがついに求め得なかつた。<sup>(5)</sup>

以上のように、相模国で育つた親能の生い立ちが、将来の頼朝との関係を決定的なものにしたのである。玉葉に「不<sub>レ</sub>讀漢字<sub>二</sub>之人也」と記されているのも、東国育ちで幼時に就学の便宜を得なかつたためであろう。文治元年（一一八五）ごろ中原姓から藤原姓に変わるもの、彼の教養の低さが明法家に適しなかつたこと、従つてすでに頼朝に近仕して幕政一本に生きる決意を定めていたものであろう。反面父広季の方からすれば、平家や朝廷をはばかり出奔直後彼を義絶していたのかも知れない。東国に下つた彼は、頼朝と同宿し「近習」として草創期の幕府政治を援けた。<sup>(6)</sup> 彼が旧主雅頼にはじめて東国的情勢と上洛のことを報じたのは寿永二年（一一八三）九月二二日のことで、十二月には義経の軍勢とともに伊勢国に入り、翌年正月には入京して雅頼の宅に止宿し、頼朝の代官として万事を奉行している。<sup>(7)</sup>

親能の妻が大友（波多野）経家の二女であることは波多野系図に示されている通りであり、吾妻鏡にも経家を親能の「舅」<sup>(8)</sup>と記しているので所伝の正しいことを知り得る。恐らくこうした婚姻関係も、彼が相模国で生長した頃の知音によるものではあ

るまいか。この関係からすれば、親能の妻と古庄能成の妻（能直の母）は実の姉妹であり、親能と能成は義兄弟の関係になる。従つて能直は実の伯母の家にもらわされたわけであり、親能との猶子関係は親能の相模国在住時代以来の大友（波多野）・古庄等の在地豪族との関係から解釈するのが自然で、頼朝庶子説を介在させる余地は全く存在しないというべきである。

次に親能と頼朝との個人的関係について見れば、源雅頼の家人としてその妻が二子兼忠の乳母となつたごとく、頼朝の近習となつた親能の妻は、文治二年（一一八六）に生まれた頼朝の女三幡（乙姫君）の乳母に定められている。<sup>(1)</sup> この関係からすれば、能直は三幡と乳兄弟の間柄になるわけである。頼朝の死んだ直後の正治元年（一一九九）三月、三幡が重病にかかつたので政子は諸寺諸社に祈願をこめてその恢復をいのつた。しかしながら快方に向わないので、当時京都で名医といわれた針博士丹波時長の来診を求めたが固辞して応じないので、ついに院宣を願つて五月七日によく下向を見た。その時、伊勢路を通つて時長を鎌倉に同道したのは、当時在京中であつた能直であつた。親能も「重事」によって在京中であつたが、三幡の重態をきいて東下し二十五日に病床にかけつけた。しかし三幡はついに同三十日に十四才で死去したのである。吾妻鏡には「尼御台所（政子）の歎息、諸人の傷嗟は記するに遑あらず」と記されている。そのため親能は出家し（寂忍）、三幡を親能の龜谷堂の傍に葬むつたほどである。<sup>(12)</sup>

このように、親能の妻が三幡の乳人となつたこと、親能自身が頼朝の近習として、さらに代官として、平家討伐や対京都関係の万事を奉行した等からみて、彼がどのように頼朝から信頼されていたかがわかる。それは彼が幼時から頼朝と知音であつたこと、彼の政治的手腕がすぐれていたことなどの外に、東国に育つて京都方面のことにうとい幕府草創期の頼朝が、「愛<sub>三</sub>京洛客」<sup>(13)</sup>し「馴<sub>三</sub>京都」者<sup>(14)</sup>を求めたことなどの事情と深い関係があろう。能直が頼朝の殊寵を得たのも、こうした頼朝と養父親能との特別な関係を考えれば極めて自然であつて、強いて俗説のような憶測を加える必要はさらになないのである。

注（1）中原親能の出自についても諸説がある。玉葉治承四年十二月五日の条には、親能の父は中原広季とあり、寿永三年二月一日条にも「齊院次官親能者前明法博」とあり、他にも数か所見えるが「子」と記して「養子」と記していない。従つて太田亮氏が玉葉、中

原系図・尊卑分脈によつて親能を中原広季の子とした説に一応従つておく。ただこの説に従うと、彼が文治元年頃から藤原姓を称するようになる理由が判らなくなり、問題が残る。

- (2) 玉葉寿永二年九月四日・同三年二月一日条。
- (3) 尊卑分脈村上源氏系図。公卿補任治承二十三年条。玉葉治承三年十一月十八月条。
- (4) 玉葉治承四年十二月五日・寿永二年九月四日条。
- (5) 同治承四年十二月五日条。同五月六日条に、「右兵衛佐親能」とある人物が彼であるならば、この前から在京していしたことになる。
- (6) 同建久三年五月三日条。
- (7) 蠹瀬文書元暦二年二月日齋院次官藤原親能下文案 (大分県史料第八卷)。
- (8) 注(2)参照。
- (9) 玉葉寿永二年九月四日・同十二月一日・同三年正月廿八日条。
- (10) 吾妻鏡文治元年四月十四日条。
- (11) 同正治元年六月廿日条。
- (12) 同三年正月廿八日条。
- (13) 同寿永二年正月二十二日条。
- (14) 同五月十二日条。

## 五 源 頼 朝 と の 関 係

しかし頼朝の能直に対する殊寵は、普通の対人関係以上のものがあつたように見受けられるふしがないではない。能直の元服は文治四年（一一八八）らしく、ちょうどその時彼は十七才であつた。元服に際し頼朝は一法師冠者（能直）を左近将監に内挙して、十月十四日に挙任したが、能直は病氣で母方の住郷である相模國大友郷で養生しており、同十二月十七日になつて嘗中に参賀した。吾妻鏡に「無双寵仁」として内挙したとあるのによれば、頼朝が能直を寵愛したのは元服以前からのことであるらしい。

翌文治五年（一一八九）の奥州征伐には能直は初陣として頼朝に従い、「為<sup>ニ</sup>殊近仕」、常候御座右<sup>ニ</sup>った。養父親能は齋賀志山の戦いで、ひそかに頼朝の寝所に近づき、「上臥」をしていた能直をよび出し、敵陣に夜襲をかけて佐藤三郎秀員父子を討ち取る功績を立てさせた。<sup>(3)</sup> 建久四年（一一九三）の富士の巻狩の際、曾我兄弟が討ち入り頼朝の寝所に迫つたので、頼朝が剣をとつて立ち向こうとした時、これを止めたのも宿直中の能直であつた。<sup>(4)</sup>

このような頼朝の能直に対する殊寵が、能直を頼朝の庶子とする説の起ころ一因となつたことは前にも述べたが、既述のうな頼朝の庶子に対する処置からすれば到底そつたことは考えられず、私はむしろ逆にこれは頼朝の庶子ではないことを書きするものであると考える。而して頼朝が能直を首服以前から無双に寵したらしくことからすれば、能直は頼朝の小姓であつたとみる方がより自然ではあるまいか。さらに憶測を加えれば、能直は頼朝の寵童ではなかつたかと考へるが、これについてはなお今後の検討を期したい。

注（1）大友文書録では文治四年十月十四日とする。これは吾妻鏡文治四年十二月十七日条に、一法師冠者能直が頼朝の内挙によつて十四日に左近将監を拜任したとある記述と一致する。

（2）吾妻鏡文治四年十二月十七日条。「今日始出仕云々」とあるのによれば、能直が頼朝に初見参して出仕したのが十七日であるとも解されるが、「無双之寵<sup>仁</sup>」とある以上、彼の見参はそれ以前と解すべく、従つてこれは元服官途拜任後の初参と解すべきである。

（3）同文治五年八月九日条。

（4）同建久四年五月廿八日条。

## 附記

本稿は文部省科学研究費によつて福岡学大小倉分校助教授飯田久雄氏と共同研究中の「守護領国制の研究—豊後大友氏の場合—」の基礎前提となるものであるが、入国と土着過程に論及し得なかつたことは遺憾である。次回を期したい。